

三菱電機製変圧器における不適切行為に対する 当社の確認状況について

令和4年4月21日に公表された三菱電機製変圧器の製作時工場試験における不適切行為について、三菱電機より当社原子力発電所変圧器において不適切行為が確認されたとの報告を受けた。

1. 三菱電機からの報告内容

(1) 不適切行為の内容

当社変圧器では、令和4年4月21日公表の「不適切行為の概要」の4項目の内、1項「耐電圧試験」の不適切行為が確認された。対象変圧器は、民間規格（JEC等）の要求を一部満足していないものであるが、法令（電気設備技術基準）を満足している。なお、当該製品の安全・機能・性能は担保できており、運転中の変圧器の故障や事故に繋がることはなく、変圧器を停止しての処置は不要である。

<不適切行為の概要>

耐電圧試験（雷インパルス、交流）において、JEC規格、IEC規格もしくはIEEE規格、または客先仕様で規定された電圧値よりも低い電圧を印加していたにもかかわらず、試験成績書に規格要求または客先仕様で規定された電圧値を記載していた。

(2) 対象変圧器：計12台

発電所	号機	名称
美浜発電所	1	主変圧器
高浜発電所	1	主変圧器
高浜発電所	1,2	降圧変圧器
高浜発電所	3	主変圧器
高浜発電所	3	起動変圧器
高浜発電所	4	起動変圧器
大飯発電所	1	主変圧器
大飯発電所	1,2	予備変圧器
大飯発電所	3	主変圧器
大飯発電所	4	主変圧器
大飯発電所	3,4	予備変圧器
大飯発電所	1~4	所内変圧器予備機 ※

※：発電所構内で保管している変圧器
（原子力発電系統に接続していない）

2. 当社の確認状況

- 今回の事案は、三菱電機の報告から法令（電気設備技術基準）に抵触しているものではないと考えており、また、変圧器に関しては、日常の巡視・点検にて設備の健全性を確認しており、現時点で不具合は発生しておらず、直ちに問題となることはないものと判断している。
- 経済産業省から変圧器の点検について要請を受けており、今後、三菱電機と協力し、変圧器の健全性に係る点検を実施していくとともに、今後、不適切行為の具体的な内容について詳細確認を実施していく予定である。

以上